

一般社団法人東京外語会規則

2011年10月22日改正

第1章 総則

第1条 定款でいう「当法人」及び「社員」は、規則および会運営においてはそれぞれ「本会」および「会員」と称する。

第2章 会員および会員総会

第1節 会員

第2条 定款第7条に規定する前身関係諸学校とは次の学校をいう。

東京外国語学校本科、東京外事専門学校、東京外国語学校特修科、東京外国語学校臨時教員養成所、東京外国語学校選科、東京外国語学校・東京外事専門学校別科、同専修科、同速成科、東京外国語大学専攻科、東京外国語大学留学生課程。

第3条 定款第8条第2項に規定する会員の入会申込み手続きは、本会の所定の入会申込書に次の事項を記載し、会費を添えて本会に提出してする。

- (1) 氏名
- (2) 卒業年次
- (3) 学科名、専攻語
- (4) 生年月日
- (5) 本籍
- (6) 住所
- (7) 勤務先

2 第1項の記載事項に変更があったときは、会員は遅滞なく本会に変更後の事項を届出なければならない。

第4条 会員は、会館の利用、会報の配布、名簿の頒布、集会への参加、その他会員としての便益供与を受けることができる。

第5条 会員で退会しようとする者は、退会届けを本会に提出しなければならない。

2 退会した会員が再度入会を希望するときは改めて本規則第3条に定める手続きを行ない、理事会の承認を得なければならない。但し、会費の滞納がある場合は滞納分を納付しなければならない。

第6条 本会は次の各号により会員、名誉会員および特別会員をおくことができる。

会員のうち東京外国語大学の在校生であつて、本規則第3条に準じ、入会の申込を行なった者を学生会員と称する。

名誉会員は、理事長の提案に基づき、理事会の承認を受けた者とする。

特別会員は、東京外国語大学の名誉教授、またはこれに準ずる者で東京外国語大学または本人の申し出に基づき理事会の承認を受けた者とする。

2 名誉会員および特別会員は、会費納付の義務なく、会員総会の議決に加わらず、かつこれを役員としない。

第2節 会員総会

第7条 正会員は、会員総会に議案を提出する希望がある場合には、総会開催日の1ヶ月前までに、理事長宛に書面をもってその議案を通知しなければならない。

2 理事長は前項の議案を会員総会に提案すべきか否かについて理事会に付議しななければならない。

3 理事長は前項の理事会の決議の結果を第1項の正会員に速やかに通知しなければならない。

第8条 会員総会の議事は、原則としてあらかじめ通知した議案以外に亘ることはできない。

2 会員総会の議事の進行に関する動議は出席会員5名以上の賛成がなければ提議できない。

第9条 会員総会の議事録は議長が指名した者が作成し、議長および出席理事2名以上が署名捺印の上、事務局にこれを保存する。

第10条 会員総会において決議ないし承認された定款第20条記載の事項、役員選挙の結果、その他本会の運営に関する主要な議決事項は会報に掲載しもしくは適宜の方法により会員に通知しなければならない。

ない。

第11条 会員は、書面をもって会員総会における議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

第3章 役員、評議員および顧問

第1節 役員

第12条 役員は、評議員から選出した選考委員会により選考された候補者につき、評議員会が推薦し、会員総会において選任する。

第13条 役員は任期満了後も、後任役員が就任するまで引き続きその職務を行なう。

2 役員に欠員を生じたときは次期会員総会においてこれを補充する。

3 補欠または増員による役員の任期は、前任者または他の在任者の残存期間とする。

第2節 評議員

第14条 評議員は各学科、語科の推挙に基づき、会員総会において選任する。

2 各学科、語科の評議員定数は、会員数分布に応じて理事会が配分する。社員数分布に著しい変化を生じたときは、理事長が発議し、理事会により定数を修正する。

3 各学科、語科は、評議員の推挙に際し、卒業年次に偏りのないように配慮しなければならない。

第15条 評議員は評議員会を組織し、定款ならびに本規則に定める事項を行なうほか、選出学科、語科の会員代表として常に本会役員と会員相互間の意思の疎通を図り、本会の目的達成に資することを任務とする。

第3節 顧問

第16条 本会は、特別顧問、名誉顧問及び顧問若干名をおくことができる。

2 特別顧問は東京外国語大学の現役学長を対象とし、理事長が委嘱する。

3 名誉顧問は東京外国語大学の学長経験者およびこれに準ずる者並びに理事長、副理事長経験者の中から、顧問は理事経験者およびこれに準ずる者の中から理事会の推薦に基づき理事長が委嘱する。

4 特別顧問、名誉顧問および顧問は理事長の諮問に応じて、意見を述べることができる。

5 特別顧問の任期は学長在職期間とし、名誉顧問及び顧問の任期はそれぞれ委嘱後2年間とする。

第4章 理事会及び評議員会

第1節 理事会

第17条 理事会は、原則として毎月1回理事長が招集し、会務を審議する。

2 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。但し、当該議事につきあらかじめ書面をもって意思表示をした者は出席者とみなす。

3 理事会の議事は、本規則に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数により決定する。可否同数のときは、理事長が決定する。

4 理事会の議事録は議長が指名する理事が作成し、事務局に保存する。

第18条 会務は、各種の委員会を設けて執行する。

2 委員会は、理事会の承認を経て理事長により委員長として任命された理事（常務理事）が総括し、会員の中から委員として委嘱された委員をもって組織する。

第2節 評議員会

第19条 評議員会は、理事長が必要と認めるときまたは評議員10名以上から会議の目的事項を示して請求があったときに開催し、会員総会に付議すべき事項その他本会の運営に関する重要な事項につき諮問を受ける。

- 2 評議員会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故あるときは、副理事長がこれにあたる。
 - 3 評議員会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決定し、可
否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 理事および監事は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 第20条 評議員会は下記の手順により理事、監事の推薦候補者を選出する。
- (1) 評議員から選出した選考委員会により候補者を選考する。
 - (2) 選考委員会により選考された候補者につき評議員会において選出し、社員総会に推薦する。

第5章 会費

第21条 定款第9条に規定する会費は別途定める会費規程に基づき納付する。

第6章 資産および会計

第22条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付
- (5) 事業に伴う収入

2 本会の資産は、事務局長である理事がこれを管理する。

第23条 理事は、事業年度ごとに貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金処分案または損失処理案を一般社団法人法の定めに従い作成しなければならない。

2 理事長は、前項により作成された計算書類を定時会員総会の日の5週間前まで、付属明細書をその3週間前までにそれぞれ監事に提出しなければならない。

3 監事は、第1項の書類を受領した日から4週間以内に、監査報告を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、第1項の書類及び監査報告書を定時会員総会の日の1週間前から5年間主たる事務所に、これらの書類の謄本を定時会員総会の日の1週間前から3年間従たる事務所に、それぞれ備えおかなければならない。

第7章 支部

第24条 定款第3条に規定する支部は、国内においては都市、都道府県、または一定の地域を単位とし、海外においては都市、一定の地域、または国を単位をして設置することができる。

第25条 支部を設置しようとするときは、2名以上の発起代表者を定め、支部地域を示し、支部規則案および支部会員名簿を添えて、理事長に申し出なければならない。

2 前項の会員名簿には会員の住所、職業、卒業年次、卒業学科及び専攻語を記載しなければならない。

第26条 支部の会員は、当該支部地域に在住もしくは在勤する会員とする。但し、在住地または在勤地が2ヶ所以上の支部地域にわたる会員は、任意にいずれかの地域の支部を選択することができる。

第27条 本部は、会員のうち支部地域内に転入または転勤する会員のあることを知ったときは、これを当該支部に報告する。

第28条 支部には、一定の事務所、または連絡場所を設け、支部長1名、幹事若干名をおかななければならない。

2 支部長、幹事は支部会員の互選により定める。

3 支部の事務所または連絡場所の所在地、ならびに支部長および幹事の氏名は本部に報告しなければならない。

第29条 支部には、次の書類を備えておかなければならない。

- (1) 支部規則
- (2) 支部会員名簿
- (3) 会計帳簿及び書類

第30条 支部規則の変更は、本部の承認を経なければならない。

第31条 支部は、その規則の定めるところにより、支部会費を徴収することができる。

- 第32条 本部は会員に関する情報提供などにより、支部の維持、運営に協力しなければならない。
- 第33条 本部は支部の設置および運営について、理事会の承認を経て、補助をすることができる。
- 第34条 支部は、支部会員の入退会および会員名簿記載事項の変更について、本部に報告しなければならない。
- 第35条 支部長は年に1回以上、支部の活動について、理事長に報告しなければならない。

第8章 事務局

- 第36条 本会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長、その他必要な職員をおく。
- 3 事務局長は、理事の中から理事長が理事会の承認を経て任命し、事務局の事務を総括する。
- 第37条 事務局の運営に必要な事項は理事会において別に定める。

付則

- 第38条 権利能力なき社団「東京外語会」会員として会費の支払いにつき毎年3,000円の分納納入方式の適用を受けていた会員は、引き続きその分納納入方式を継続することができる。
- 第39条 この規則は理事会において決議された日よりその効力を発する。

平成21年（2009年）2月28日改訂

主要改訂箇所：学生会員の創設

平成21年（2009年）4月4日改訂

主要改訂箇所：評議員会開催要求の定数

平成21年（2009年）6月20日改訂

主要改訂箇所：規則タイトルの法人名称変更

平成23年（2011年）10月22日改訂

主要改訂箇所：会費制度改訂と会費規程の創設